

4 都市公園の整備水準

1 整備目標

(1) 鎌倉市都市公園条例（昭和 41 年条例第 25 号）

（住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第 1 条の 3 本市の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準及び本市の市街地（※）の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成 9 年 7 月条例第 5 号）第 7 条の緑の基本計画において定める都市公園の整備目標における中間年次の数値以上とする。

平成 23 年 8 月 23 日に公布された「第 2 次一括法」の施行により、都市公園法の一部が改正されたことに伴い、平成 24 年 12 月に市条例の一部を改正し、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準について、都市公園法施行令第 1 条の 2 で「市全域で 10 m²以上、市街化区域で 5 m²以上」と定めている国の基準を参酌して、本市における市民一人当たりの標準的な都市公園の面積を定めました。

都市公園法第 3 条の 2 では、地方自治体による都市公園の設置基準について、『緑の基本計画』に即して行うよう努める」と規定されていることから、『鎌倉市緑の基本計画』中（P137）の「都市公園の整備目標」での中間年次（平成 32 年度）の目標数値（市街化区域で 9.0 m²、都市計画区域で 14.6 m²）をもって、より実現可能な具体的数値として、市条例で定める数値としました。

都市公園法（昭和 31 法律第 79 号）

（都市公園の設置基準）

第 3 条

2 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）

（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第 1 条の 2 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

※ 『「市街地」とは、「家屋が密集し、連担している地域」をいい、計算上は、「市街化区域等（市街化区域又は用途区域）」を対象にしている』

参考：都市公園法運用指針第2版（平成24年4月・国土交通省都市局）より

この住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡という値については、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10㎡を達成しても豊かさと潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから10㎡以上としているものである。

例えば、過去の都市計画中央審議会答申や緑の政策大綱（平成6年建設省決定）においては、「1人あたり都市公園等面積20㎡」や「市街地における永続性のある緑地の割合を3割」が目標とされており、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告（平成19年6月）においても、「連担した市街地において永続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされている。

また、市街地における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準については、当該区域が最も都市公園を必要とする区域であることから、用地の取得が困難であるという理由で都市公園の大部分が郊外に設けられるようなこととならないよう、住区基幹公園の計画的配置量等を勘案して、5㎡以上としているものである。

◇緑の政策大綱（平成6年7月・建設省）

<目標年度：21世紀初頭>都市公園等は、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植樹面積の増加に努める。なお、長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とする。

（2）神奈川県の実備目標

神奈川県都市公園条例（昭和32年条例第7号）

（県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第4条 県内の都市公園（県の設置する都市公園以外の都市公園を含む。以下この条において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積（県内の都市公園の敷地面積を合計した面積を県の人口で除して得た面積をいう。）の標準は、10平方メートル以上とする。ただし、県内の市街地における都市公園の県民1人当たりの敷地面積（県内の市街地の都市公園の敷地面積を合計した面積を当該市街地の人口で除して得た面積をいう。）の標準は、5平方メートル以上とする。

「第2次一括法」の施行により、神奈川県においても県条例にて、県民一人当たりの標準的な都市公園の面積を定めています。

また、「神奈川県広域緑地計画（平成8年12月）」においては、県民一人あたり都市公園面積を2005（平成17）年度末に概ね7.0㎡、2015（平成27）年度末に概ね10.0㎡まで引き上げることを目標としています。

上記計画を統合した「神奈川みどり計画（平成18年3月）」では都市公及びその他公共施設の緑化空間等、施設緑地の目標とするみどりの量について、平成16年現在の7,300ha（みどり率3.0%）に対し、平成27年度までに13,190ha（みどり率5.5%）とすることとしています。

(3) 鎌倉市緑の基本計画（平成 23 年 9 月改訂）

○緑の確保目標水準（P108）

(1) 緑の確保目標量（施設緑地）

現在（平成 22 年時点）、市街化区域内 72.7ha、都市計画区域内 104.7ha であるところ、
将来市街化区域内面積・160ha
都市計画区域内面積・270ha

としています。

(2) 施設緑地としての整備目標水準（都市公園を含む）

現況（平成 22 年）、整備（目標）量 104.7ha・一人当たり面積 約 6.0 m²（人口規模 174 千人）
であるところ、
10 年後（同 32 年）、整備（目標）量 260.7ha・一人当たり面積 約 14.8 m²（人口規模 176 千人）
20 年後（同 42 年）、整備（目標）量 281.7ha・一人当たり面積 約 16.4 m²（人口規模 171 千人）

としています。

○施設緑地の整備目標（都市公園に限る）（P137）

中間年次（平成 32 年）までに、市街化区域で 9.0 m²、都市計画区域で 14.6 m²
目標年次（平成 42 年）までに、市街化区域で 9.3 m²、都市計画区域で 16.2 m²

としています。

2 整備状況

○全 国 10.1 m²/人（都市計画区域人口 119,778 千人）（平成 27 年 3 月 31 日現在）

○神奈川県全体 6.5 m²/人（都市計画区域人口 3,199 千人）（平成 27 年 3 月 31 日現在）

国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページ（都市公園データベース）より

※特定地区公園（カントリーパーク）を含む。都道府県分には政令市分は含まない。面積は小数点以下第 1 位を四捨五入。

○鎌倉市 8.65 m²/人（都市計画区域人口 173 千人）（平成 28 年 4 月 1 日現在）